

# 児童発達支援センターにおける人員配置について

追加資料 3

		障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	難聴児の場合	重症心身障害児の場合
従業者の配置基準	嘱託医	1人以上		
	児童指導員及び保育士	4:1以上 児童指導員1人以上、保育士1人以上		
	栄養士	1人以上 (40人以下の場合は置かないことができる。)		
	調理員	1人 (調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。)		
	児童発達支援管理責任者	1人以上		
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合 (※)		1人以上 (※)
	言語聴覚士	—	単位ごとに4人以上 (※)	—
	看護師	—	—	1人以上 (※)
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(支障がない場合は他の職務との兼務可)			

(※) 児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。